

## 水痘 Q&A (厚生労働省 HP、佐賀県予防接種広域化 Q&A より抜粋、他)

**Q1. すでに水痘にかかったことのある者は、水痘ワクチンの定期接種を受ける必要がありますか？**

A1. 水痘にかかったことのある方は、水痘に対する免疫を獲得していると考えられ、基本的には水痘の定期接種の対象外となります。

**Q2. すでに水痘ワクチンを接種したことがあります。定期接種はどのように受ければよいですか？**

A2. すでに任意接種として接種した水痘ワクチンについては、定期接種を受けたものとみなしてそれ以降の定期接種を受けていただくこととなります。

具体的には、

・生後 12 月以降に 3 月以上の間隔をおいて 2 回接種を行っている方：

⇒すでに定期接種は終了しているものとみなされ、定期接種の対象とはなりません。

・生後 12 月以降に 1 回の接種を行っている方：

⇒1 回の定期接種を行っているものとみなされます。

【生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある者】

過去の接種から 3 月以上の間隔をおいて一回の接種を行います。

【生後 36 月に至った日の翌日から生後 60 月に至るまでの間にある者】

定期接種を終了しているものとみなされ、定期接種の対象とはなりません。

・生後 12 月以降に 2 回接種を行っているが、その間隔が 3 月未満である方：

⇒1 回の定期接種を行っているものとみなされます（3 月以上の間隔をおいていないため、2 回の定期接種を行っているものとはみなされません。）

【生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある者】

過去の 1 回目の接種から 3 月以上（2 回目の接種から 27 日以上）の間隔をおいて 1 回の接種を行います。

【生後 36 月に至った日の翌日から生後 60 月に至るまでの間にある者】

定期接種を終了しているものとみなされ、定期接種の対象とはなりません。

裏へ



**Q3. なぜ3歳、4歳の者（特例措置の対象者）は水痘ワクチンを一回しか受けなくていいのですか？**

A3. 今回、生後12月から生後36月に至るまでの間にある方への水痘の定期の予防接種を導入した場合、社会的に水痘の流行が減少することが期待されます。そうすると、水痘への自然暴露の機会が減少することにより、罹患歴がなく、かつ、ワクチンを接種していない方については、免疫を持たないまま成人へと成長するおそれがあります。成人は水痘の重症化リスクが比較的高いとされているため、このようなことは望ましくありません。

今回の特例措置は、罹患歴及び接種歴のない生後36月から生後60月に至るまでの間にある方（概ね3歳、4歳の方）について、このようなリスクを減らすために実施するものです。水痘ワクチンは1回の接種により重症の水痘はほぼ100%予防できると考えられるため、特例措置の対象者については、1回の接種をすることとしています。

**Q4. 2歳10か月で接種を開始した場合、3か月後（3歳1か月）の2回目の接種はどうなりますか？**

A4. 定期予防接種対象は1歳以上3歳未満とされており、経過措置者（3歳以上5歳未満の者）は1回接種と規定されていることから、2回目の接種は定期接種の対象にはなりません。よって、3歳未満までに接種できる回数分を定期として接種してください。

**Q5. 生後12月から生後36月に至るまでの間にある者（1歳以上3歳未満）とは具体的にいつまでか？**

A5. 平成25年4月1日生まれの人であれば、平成26年4月1日の前日（3月31日）に生後12月を迎えたと考えます。同様に生後36月であれば、平成28年4月1日の前日（3月31日）に生後36月を迎えたと考えます。

したがって、『生後12月から生後36月に至るまでの間にある者』とは、『1歳の誕生日の前日から3歳の誕生日の前日までにある者』が対象ということになります。

同様に、『生後36月から生後60月に至るまでの間にある者』とは、『3歳の誕生日の前日から5歳の誕生日の前日までにある者』となります。

**Q6. 兄弟が定期対象年齢外だが水痘の予防接種を受けることは可能か？**

A6. 任意接種としての（自己負担あり）接種は可能です。